

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について …… 2
(関東運輸局集計)[令和5年3月末現在]

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について …… 4

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について …… 5

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(関東運輸局集計)

[令和5年3月末現在]

(3)違反点数20点超事業者の概要

運輸支局等	事業者名及び所在地	累積違反点数	主な違反行為(違反条項)及び処分年月日
東京	株式会社オン・タイム(東京都港区)	26	【本社営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他7件 〔令和3年3月23日〕
			【本社営業所】 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)他2件 〔令和4年12月13日〕
東京	株式会社東京マリンサービス(東京都江東区)	34	【本社営業所】 営業区域外旅客運送違反(道路運送法第20条)他11件 〔令和4年1月12日〕
東京	株式会社マエダオート(東京都世田谷区)	37	【本社営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他11件 〔令和4年4月5日〕

埼玉	株式会社美杉観光バス(埼玉県飯能市)	44	【本社営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他13件 〔令和5年3月28日〕
茨城	株式会社すずらん観光バス(茨城県水戸市)	67	【本社営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他18件 〔令和3年6月1日〕

令和5年4月11日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年4月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	川越観光自動車株式会社（法人番号：7010601010084） 代表者 石井 英俊
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都墨田区押上1-1-2 (森林公園営業所) 埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字両家3897-3
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年1月13日及び令和5年2月28日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年4月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年4月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ケイ・エス観光 (法人番号: 6011402003022) 代表者 林 嗣商
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都板橋区三園1-48-10マルケン三園2F (本社営業所) 東京都板橋区三園1-48-10マルケン三園2F
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年6月8日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年4月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年4月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	橙雅交通株式会社 (法人番号: 7050001008394) 代表者 宇津 伸郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県笠間市平町1108-4 (東京支社営業所) 東京都葛飾区水元3-3-22
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6) 違反行為の概要	令和4年9月9日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)